

NEWS RELEASE

気温が高くなると、桜の開花は急ピッチで進んでいきますね。さて、プラザより「押し込み強盗や居空き（いあき）等の防犯対策」等についてご紹介いたします。

侵入窃盗及び強盗に注意しましょう！



県内では住宅や店舗を対象とした**侵入窃盗、強盗事件**が発生しています。被害に遭わないためにも**自宅の防犯対策**を見直しましょう。
 「人が家に居るから大丈夫!」と何の根拠もなしに信じていませんか?/



玄関を開かせせ押し込む「押し込み強盗」

「押し込み強盗」は、宅配やガスの点検、訪問販売など、さまざまな口実で訪問して玄関ドアを開けさせると、無理やり押し入って金品を奪うことです。

《対策例》

- ・日頃から施錠と同時にドアガード(ドアチェーン)も掛ける。
- ・来訪者があった時にはドアガード(ドアチェーン)を掛けたまま対応する。
- ・玄関に行く前にインターホンで細かく確認対応し、宅配ならば「**送り主は誰か、中身は何か、誰宛にきているのか**」を確認する。
- ・点検等の場合は事前に連絡があった場合のみ対応する。
- ・あとをつけられていないか、周囲に気を配る。
- ・見知らぬ人と一緒にエレベーターに乗らない。
- ・家に着いたら誰もいなくても「**ただいま**」と言って中に入るなど

生活中に侵入する「居空き(いあき)」

「居空き」とは、家の人がいるのに、忍び込んで金品などを盗むことです。

「居空き」は、皆さんが想像している以上に**危険な犯罪**です。なぜなら犯人は家人に見つかっても『自分は大丈夫!』と腹が据わった犯罪者で、脅すために凶器を持っています。

《対策例》

- ・わずかな間の外出でも戸締りをする。
- ・在宅時も窓やドアの施錠をする。
- ・もし犯人と鉢合わせになったら「**逃げる**」。
- ・もし、自分が先に気づいた場合は、**そっと外に逃げて**近所に助けを求めたり、警察に通報する。
- ・防犯グッズを活用する。
- ・ベランダや窓周りに足場になる物を置かないようにする。など

あなたの住まいの防犯診断

埼玉県住まいづくり協議会では、いくつかの質問に対して「はい」または「いいえ」で回答することで、簡単に住まいの防犯診断をすることができます。



詳しくは

埼玉県住まいづくり協議会HP

防犯のまちづくりハンドブック

埼玉県では、身近な犯罪を防ぐためのポイントをまとめた「防犯のまちづくりハンドブック」を作成しています。



詳しくは

埼玉県HP

よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 県営住宅の入居後の将来の家賃について、教えてください。

A. 毎年6月頃、入居者の方から収入の申告をしていただき、その収入に基づき、翌年度の家賃額を決定します。

住まいに関するご相談は

● 住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは